

# よなごの国保

## 「国民健康保険被保険者証」(保険証)の更新について

平成30年7月31日をもって、お持ちの国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限が切れますので、7月中旬に簡易書留で世帯主の方に新しい保険証をお送りします。1通につき3名分までの保険証が入っています。4名以上の場合には、2通以上届くことになります。保険証が届きましたら必ず内容を確認してください。

### ●有効期限について

保険証の更新は毎年8月1日になります。今回お送りする保険証の有効期限は平成31年7月31日となっています。

ただし、下記に該当する方の有効期限は異なったものになります。

- ☆今回退職者の保険証が届いた方で平成31年7月1日までに65歳になる方
- ☆後期高齢者医療制度に変わる方(平成31年7月31日までに75歳になる方)
- ☆高齢受給者に該当する方(平成31年7月1日までに70歳になる方)
- ☆学生の届けをいただいております平成31年7月31日までに卒業予定の方

### ●保険証に関する注意事項

保険証は簡易書留で郵送しますが、留守等の場合は郵便局で1週間保管されます。もし1週間以内にお受け取りをされなかった場合には、保険課へ返送されますので、ご注意ください。

※一定額以上保険料の滞納がある方には、保険証が郵送されません。保険証が届かない場合には、保険課収納係(23-5124)までご連絡ください。

なお、現在お持ちの保険証は、有効期限が平成30年7月31日までとなっていますので、新しい保険証が届きましたら細かく破くなどして確実に処分してください。

## 平成29年度の国民健康保険事業の収支状況概要をお知らせします

(単位:千円)

歳入〈総額 16,850,202〉		歳出〈総額 16,656,228〉	
保険料(税)	2,827,767	総務費	338,908
国庫、県支出金	4,339,820	保険給付費	10,148,389
療養給付費交付金	227,396	後期高齢者支援金等	1,713,087
前期高齢者交付金	4,293,586	前期高齢者納付金等	6,299
共同事業交付金	3,673,943	介護納付金	635,014
一般会計繰入金	1,415,041	共同事業拠出金	3,523,372
基金繰入金	0	保健事業費	138,042
繰越金	0	繰上充用金	85,504
その他	72,649	その他	67,613

国民健康保険事業の会計は、加入者の納める保険料や国庫の補助金を収入として、主に医療費(保険給付費)の支払いを行っております。

歳入総額の内、約17%が保険料です。加入者数が減少しているため、前年度比で約3千6百万円の減となりました。歳出では、約61%が保険給付費で、前年度比で約6千2百万円の増となりました。

平成29年度では、平成28年度に不足した約8千6百万円を補っていましたので、単年度では約2億7千9百万円の黒字となります。

米子市保険課 TEL (0859) 23-5121 (高額療養費等) 23-5124 (納付相談等)  
23-5122 (保険証、後期高齢者医療等) 23-5407 (人間ドック等)

平成30年7月1日

# 平成30年度の保険料の納付が7月から始まります

国民健康保険料は、4月1日を賦課期日として、4月から翌年3月までの1年度分を計算します。保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納付する方法（普通徴収）と、年金から天引きする方法（特別徴収）があります。

## 納付書・口座振替で納付の方（普通徴収）

7月中旬に国民健康保険料納入通知書と、8期分に分けた納付書をまとめてお送りします。お近くの金融機関、コンビニエンスストア、保険課、淀江支所地域生活課で納めてください。

なお、口座振替をご利用の方は、納期限の日にご指定の金融機関の口座から振り替えとなりますので、口座の確認をお願いします。また、パソコン等からインターネットを通じてクレジットカードによる納付もできます。（クレジット納付では、納付額のほかに決済手数料が必要です。）

## 平成30年度国民健康保険料の納期限

1期	平成30年7月31日(火)	5期	平成30年11月30日(金)
2期	平成30年8月31日(金)	6期	平成30年12月25日(火)
3期	平成30年10月1日(月)	7期	平成31年1月31日(木)
4期	平成30年10月31日(水)	8期	平成31年2月28日(木)

## ペイジー口座振替受付サービスをご利用ください

市役所の窓口で、対象金融機関のキャッシュカードを専用の端末機に読み込ませ、暗証番号を入力するだけ（金融機関への届出印は必要ありません）で口座振替のお申し込みができる、「ペイジー口座振替受付サービス」もあります。（手続きができるのは口座名義人の方のみです。）

## 年金天引きの方（特別徴収）

保険料を年金天引きされている方の納付月は、年6回、年金支給月の4月、6月、8月、10月、12月、2月となります。（4月、6月、8月は仮徴収）

※国民健康保険料を滞納していない方については、「年金からの引き去り」を止めて、「口座振替」によるお支払いに変更することができます。7月31日までにお申し出いただいた場合には、10月以降に支給される年金から引き去り中止となります。

## 【持参していただくもの】

国民健康保険料納入通知書、口座振替に使用する通帳、金融機関（通帳）への届出印

## 国民健康保険料の納付が困難な方は、保険課の窓口へご相談ください

★納期分を一括で納付が困難な方 … 分割納付などの相談を承ります。

## 国民健康保険料の減免制度について

災害や病気など特別な理由で国民健康保険料の納付が困難な場合は、申請により保険料が減免される場合があります。減免の対象となる保険料は減免の理由が発生した日以後、または申請日以後の納期分の保険料となります。詳しくは、保険課へご相談ください。

減免の理由区分	減免の限度額	申請に必要なもの
震災、風水害、落雷、火災またはこれに類する災害を受け、保険料の納付が困難となったとき	減免対象となる保険料額の4/10相当額～全額	・り災証明書 ・被保険者証
納付義務者等が生活保護法の規定による保護の適用を受けたとき	生活保護適用日以降の納期に係る保険料額の全額	・生活保護開始決定通知書
死亡、長期にわたり就労阻害となる疾病、失業（自己退職は含まず、企業倒産等によるもの）等により、当該年の納付義務者等の所得の見積額の合計額が、前年の納付義務者等の所得の合計額の2分の1以下に減少するために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額の4/10相当額～8/10相当額	・診断書 ・離職票 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・被保険者証 など
おおむね65歳以上の方や障がい者、家族に病人、身体障がい者、幼児等がいることにより看病・介護等をしなければならないため働きたくても働くことができない状態の方で構成されている世帯で、所得の見積額が低額であるために保険料の納付が著しく困難と認められるとき	減免対象となる保険料の所得割額及び資産割額の合計額の2/10相当額～6/10相当額	・診断書 ・源泉徴収票など所得がわかるもの ・障害者手帳など障がいの状況がわかるもの ・被保険者証 など

## 「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新について

### ●国民健康保険にご加入の方 更新の手続きは7月2日（月）からです。

現在交付している認定証は、平成30年7月31日が有効期限となっています。8月以降も認定証が必要な方は、国民健康保険被保険者証をお持ちになり、市役所保険課または淀江支所地域生活課で更新の手続きをお願いします。

また、新たに認定証が必要な方も随時交付いたしますので申請を行ってください。

### 対象となる方

年 齢	住民税課税区分	交付する認定証
70歳未満	課税世帯	限度額適用認定証
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
70歳以上 75歳未満	課税世帯	※注（一部の方は認定証の交付対象ではありません）
	非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※注 平成30年8月から、70歳以上75歳未満の住民税課税世帯のうち、所得区分が現役並み所得者Ⅰ（課税所得145万円以上380万円未満）及び現役並み所得者Ⅱ（課税所得380万円以上690万円未満）の方は、新たに「限度額適用認定証」の申請が必要となります。（4ページの表もご覧ください）それ以外の方は、従来どおり保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります。そのため、認定証の申請は必要ありません。

※認定証の申請には、保険料の未納がないことが要件となります。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、平成30年8月から平成31年7月の期間は平成30年度の住民税課税状況で判定します。

※認定証の他に「高額療養費委任払制度」があります。ただし、医療機関の同意及び市の審査決定などが必要となりますので、必ず事前に保険課までご相談ください。

### ●後期高齢者医療制度にご加入の方

現在、認定証を交付している方（お手元に平成30年7月31日有効期限の認定証をお持ちの方）は自動更新になります。更新した認定証は7月下旬に後期高齢者医療被保険者証と一緒に郵送いたします。また、新たに認定証が必要な方は、随時交付いたしますので、後期高齢者医療被保険者証と印鑑をお持ちになり、市役所保険課または淀江支所地域生活課で申請を行ってください。

※世帯に所得未申告の方がいる場合は、自動更新とはなりません。

※住民税が課税されている世帯の中で、「限度額適用認定証」の申請が必要な方と必要でない方（保険証を医療機関の窓口へ提示することで、自己負担限度額までの支払いとなります）があります。詳しくは保険課へお尋ねください。

※住民税課税世帯・非課税世帯の判定は、平成30年8月から平成31年7月の期間は平成30年度の住民税課税状況で判定します。

## 「高額療養費制度」と「限度額適用認定証」について

医療機関の窓口でのお支払いが高額な負担となった場合は、お支払い後に申請をいただくことにより自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費制度」があります。しかし、あとから払い戻されるとはいえ、一時的な支払いは大きな負担です。

入院・手術などで診療費が高額になる場合は、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受けていただき医療機関の窓口へ提示いただくことで、1か月（1日から月末まで）の負担額が自己負担限度額までになり、一時的な多額の現金の支払いを軽減することができます。

※同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。

# 70歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が変わります

平成30年8月から国民健康保険の高齢受給者証をお持ちの方（70歳以上75歳未満）及び後期高齢者医療制度に加入の方（75歳以上）の高額療養費の自己負担限度額が次のとおり変わりますので皆さまのご理解をお願いいたします。所得区分等に変更がありますので、詳しくは保険課へお尋ねください。

## ●高額療養費とは

医療機関の窓口での支払額（自己負担額）が、自己負担限度額を超えた場合に、申請により、その超えた金額（高額療養費）をお返しする制度です。

ただし、差額ベッド代、入院雑費、文書料など保険外費用は、医療費の自己負担額の対象となりません。

## ○自己負担限度額（月額）

平成30年7月まで

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
	現役並み所得者 ※1、※2	57,600円
一般	14,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円) ※5
住民税非課税世帯Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ ※4	8,000円	15,000円



平成30年8月から

所得区分	外来(個人単位)	外来 + 入院(世帯単位)
	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% (多数回140,100円) ※5
現役並み所得者Ⅱ(課税所得 380万円以上690万円未満)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% (多数回93,000円) ※5	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得 145万円以上380万円未満)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% (多数回44,400円) ※5	
一般 (課税所得145万円未満等)	18,000円 (年間上限額 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円) ※5
住民税非課税世帯Ⅱ ※3	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ ※4	8,000円	15,000円

- ※1 同一世帯に、70歳以上の国保被保険者の個人住民税課税所得145万円以上の方が一人以上おり、かつ、その収入が、一人世帯の場合383万円以上、二人以上世帯の場合520万円以上の方
- ※2 同一世帯に、後期高齢者医療被保険者の個人住民税課税所得145万円以上の方が一人以上おり、かつ、その収入が、一人世帯の場合383万円以上、二人以上世帯の場合520万円以上の方
- ※3 同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税世帯の方
- ※4 同一世帯の世帯主及び被保険者が住民税非課税世帯で、かつ、その世帯の各人の所得が、必要経費・控除(年金所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに、0円になる方
- ※5 同じ世帯で、過去12か月以内に3回以上上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり上限額が下がります。同じ都道府県内の市区町村間で引っ越しした場合、引っ越し前と同じ世帯であれば、支給回数を通算されます。